

**第 4 期 第 7 回小金井市地域自立支援協議会
議事要旨**

日 時：平成 27 年 11 月 27 日(金) 17:00～19:00

場 所： 小金井市役所第二庁舎 801 会議室

出席者：協議会委員 19 名

自立生活支援課長

自立生活支援課障害福祉係長

自立生活支援課相談支援係長

自立生活支援課障害福祉係主査

自立生活支援課障害福祉係主任

地域生活支援センター そら 1 名

配布資料 1：各部会 報告資料

2: こがねい福祉事業所マップ

2：府中市パンフレット

3：合理的配慮の事例集(案)の抜粋

4：障害者週間ポスター

5：シンポジウムポスター

6：シンポジウムタイムスケジュール

7：会場レイアウト図

8：アンケート

9：障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き(案)

10：障害者差別解消法施行に伴う情報提供日本国資料 20151124

11：障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き 概要(案)

11：第 4 期小金井市地域自立支援協議会 委員構成

12：平成 27 年度地域自立支援協議会開催予定

1. 開会

高橋会長	第 7 回的小金井市地域自立協議会を開催する。委員の過半数の出席があり本協議会は成立。まず、本日の配布資料の確認を事務局からお願いする。
事務局 (染谷係長)	配布資料(資料 1～8)の確認。その他の資料として矢野副会長より冊子が配られている。以上。本日、机前にお配りしてある資料の確認をさせていただく。1 枚目が次第、2 点目が部会の報告。3 部会それぞれ 9 月と 10 月分に会議録。8 月、9 月、10 月、合同部会報告書。府中市パンフレット「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち府中」、「合理的配慮の事例集」、「障害者週間」ポスター、「自立支援協議会のシンポジウム」のポスター、「アンケートにご協力ください」、「市民ギャラリー(実行委員会)」、障害者週間のシンポジウム「ともに

	暮らす小金井」のチラシ、「障害者差別解消支援地域協議会の設置の手引き」、「政府の制定文書等」、「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き概要案」、「第4期小金井市地域自立支援協議会委員構成」、「平成27年度小金井市地域自立支援協議会開催予定」、「小金井福祉マップ」、調布市自立支援協議会の講演会のお知らせ「障害者差別って何？」をお配りしている。
--	--

2. 議題

(1) 各部会からの報告

高橋会長	それでは、議題1、部会からの報告について。9月、10月に行われた議論の内容について、簡潔にご紹介いただきたい。それでは、まず森田委員から相談支援部会をお願いします。
森田純司委員	相談支援部会では来年1月21日に介護保険分野のケアマネジャーを対象とした障害福祉制度と介護保険制度の相互の理解を深める勉強会を開く予定になっている。年内12月にも部会があり、より理解が進むような検討をしていく。以上である。
高橋会長	続いて生涯発達支援部会は、私の方から報告する。9月はシルバー送迎の問題について、小金井市で送迎ができるのかできないか。現状では難しいので、どういう形で送迎支援というものがいいのかという議論が行われた。10月はアスペルガー症候群のご本人にお話をいただくはずだったが、ご事情があり参加できなかった。 ボーバル委員から発達障害等で就労支援を行っている方々の事例が出された後、活発な協議を行った。3月に自立支援協議会の部会を開催して、再度、当事者の方にゲストスピーカーとして来ていただく。以上である。 続いて生活支援部会、お願いします。
矢野副会長	生活支援部会はずっと障害者の差別解消法に向けて、当事者団体の方に聞き取りをしながら、合理的な配慮について協議を重ねていたが、当事者の方がご都合により来られなくなった。次にシンポジウムが12月6日に開催決定となり、発議をするために小金井市条例について協議をしていたが、その骨格の内容を整理して市民に投げ掛けるものを作成することになった。9月、10月は他の自治体で先駆けて作成された条例を比較しながら、小金井市の条例案をまとめる作業を行った。それを12月6日のシンポジウムにおいて市民に投げ掛けながら、市民の方と共に考えていくような場を作っていきたい。
高橋会長	特にご意見等がなければ、次第の2、事務局から報告事項をお願いします。

(2) 事務局からの報告事項

事務局 (染谷係長)	では、今回、3個のご報告をさせていただく。福祉マップについてと5ブロックの自立支援協議会交流会のご報告と障害者計画の推進計画についてお話をさせていただきます。まず福祉マップについてから。
事務局 (清水主任)	それでは、福祉マップの資料について説明させていただく。まず、本日は全体の大まかな流れが分かるものをお持ちした。まず表紙だが、名称は仮で決めさ

	<p>せていただいている。こちらは良案があれば、事務局までご連絡いただきたい。</p> <p>イラストについては業者案であり、人物、職業は全部パン屋さんになっている。こちらについては修正を依頼している。また人物から建物等への変更が可能かどうかを含め、業者と最終調整及び修正をしている。こちらについては再度お諮りさせていただきたい。また良案があれば、事務局へご連絡いただきたい。表紙だが、裏表紙には「こきんちゃん」の掲載を考えている。発行の奥付の部分については自立支援協議会の名称を入れている。</p> <p>次のページは、本書の解説と目次、発刊に当たってのコメント等が掲載されている。以前の福祉マップでは市長のコメント等が載っていたが、市長の交代が予定されており、他自治体の冊子等を確認しても首長からのコメントというのはほぼ載っていない。発刊に当たっては事務局でコメント作成を行い、会長に確認していただきながら、考えさせていただきたい。</p> <p>次のページでは、本書で登場する語句の解説を掲載している。内容については、ポータル委員からご意見をいただいていたものを、反映させていただいている。</p> <p>次のページが市全体の地図である。こちらは色分けで4区画に分けており、さらに1ページめくっていただくと北西地区の地図が出てくる。このページの次にこの地区にある事業所の開設が掲載予定である。</p> <p>次に北東地区のページをご覧ください。北東地区のページは北西地区の次の、次のページである。全体がピンク色の地域である。北東地区の地図は各施設の施設ガイドについても本日は印刷でお持ちしているので、次のページ以降、北東地区にある施設についてガイドを掲載している。</p> <p>以前、ページ下部のSPコードの横のスペースが空いており、活用すべきとのご意見もあり、施設のバリアフリー設備の掲載位置を変更したことにより、全体のレイアウトを少し変更している。</p> <p>次のページの南東エリアは関係団体の紹介ページである。また、障害者団体については次のページ以降に掲載予定だが、現在、業者が確認を取っており、現段階では空欄である。</p> <p>関係団体の紹介ページの次のページは、昨年の生活支援部会で策定していただいた災害への備えについて等のコラムを掲載している。</p> <p>最後に、事業所側で提供しているサービス別で検索できるように索引を付けている。概要としてはこのような内容で作成していく。</p> <p>次回12月の部会時に最終確定とするスケジュールで考えている。それまでに名称について候補があれば、事務局へご連絡いただきたい。以上である</p>
高橋会長	<p>福祉事業所マップでいくか、変更した方がいいか、ご意見があったら、事務局の方にメール等でご連絡をお願いします。</p> <p>続きまして、第5ブロック自立支援協議会交流会の報告をお願いします。</p>
事務局 (染谷係長)	<p>11月19日に武蔵野市の商工会館において、第4回第5ブロックの地域自立支援協議会の交流会が行われた。小金井市からは矢野副会長と吉岡委員、事務局として染谷と吉本の4名で出席した。第5ブロックというのは武蔵野市、三鷹</p>

	<p>市、調布市、府中市、狛江市、小金井市の近隣 6 市で構成されており、他の市からも協議会の委員や事務局の出席があった。各市の取り組み状況を発表した時には、小金井市からは資料提供として協議会の組織図、災害への備え 4 カ条、非常災害時の 6 カ条、12 月 6 日におけるシンポジウムのチラシを配布させていただいた。他市の資料の中でも府中市からの資料が分かりやすく、今後の参考のため、本日の資料にカラーで「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち府中」、「合理的配慮の事例集」が府中市から出されたのでご一読いただきたい。なお、開催地は輪番制となっていて、今年は武蔵野市だが、来年度は小金井市が開催地となるので併せてご報告する。ご出席いただいた矢野副会長、ご感想を頂ければと思う。</p>
矢野副会長	<p>各自治体の方では色々な取り組みをされており、自治体で深度の違いが大きいと感じた。ある市では障害当事者の人たちが当事者部会として参加している。特に知的障害者が協議会に参加するためにそれぞれ当事者団体が入っていくとか、どういうケアや工夫をされているのかを教えていただきたく出席をした。</p> <p>武蔵野市からは車いすの当事者も傍聴していたが、知的障害者には事前に時間を取って説明して、交流会終了後もアフターケアとして担当職員が内容をかみ砕いて理解してもらおうような形で、時間を割いて説明をされており、今後も参加してもらおうような工夫をしていた。東京都も同様の対応している。視力障害者や聴覚障害者には手話通訳とか移動支援について配慮をしている。小金井市は当事者の参加が少ないので、今後は参加のための体制作りも含めて課題になってくると感じている。</p> <p>それから、他の自治体も差別解消法が来年施行するに向けて相当意識した取り組みをしていた。ある市では差別解消法に対する指針作りを検討しており、反映させてもらうような努力をしているとのことである。府中市は、配布資料のように、具体的に障害の理解のために 10 月にこのパンフレットを発刊したのと協議会の中で合理的な配慮ってどういうことなのかを市民に知ってもらうための事例集を策定中である。策定後は年内中に発表予定で、進行途中のものを資料としていただいたので配布している。調布市は今度の日曜日に後援会の第 2 弾が行われる。去年も同様の取り組みをされており、他の自治体は外部への発信を積極的に取り組んでいると感じた。以上である。</p>
高橋会長	生活支援部会の事例集を作成する予定はあるのか？
矢野副会長	まだ事例集の策定段階までには至っていない。今後はまず 12 月 6 日のシンポジウムで市民に向けての準備をして、その後、当事者の話を聞きながら整理をして進めて行きたい。
高橋会長	それでは、3 ページ目は小金井市障害者計画の延伸について、お願いします。
事務局 (染谷係長)	小金井市障害者計画については、現在、小金井市保健福祉統合計画の中で平成 28 年度まで策定していて、今までの予定としては平成 29 年度からの計画について、平成 27 年度にアンケート内容の検討などを始めて準備を進めることになっていた。平成 26 年度の自立支援協議会の実績報告書においても今年度の引き継ぎ課題の一つとして挙げていたところである。

	しかしながら、福祉保健部内の計画を網羅している小金井市保健福祉総合計画の中でも障害福祉のように改定の時期が3年のものや5年のものとばらつきが生じていて、総合的な計画策定が難しい状況になっていることを鑑みて、小金井市保健福祉総合計画を1年延伸したいと考えている。1年延伸することになると障害者計画の改定と併せて、第5期障害福祉計画の開始時期が合致するために施策と利用者のニーズの把握が同時期にできることや上位計画である第4次基本構想後期基本計画の理念の実現に向けて、福祉保健部として総合的な計画で取り組むことができる利点があると判断してこの計画に至っている。ご意見をいただきたいと思う。事務局からの説明は以上である。
高橋会長	この点はいかがか。馬場委員の意見を伺いたい。
馬場委員	計画を延ばして、検討はしなくて済むということか。延ばすための手続きというのは何か要るのでないか。要らないのかを伺いたい。
事務局 (堀池課長)	そこはまだ部内で整理をしている最中である。1年間延ばすので、そこをどういう形の延伸にしていくかという整理をしている。
馬場委員	そこはまだ決まっていないで、延ばすことだけ決まったということか。
事務局 (堀池課長)	はい。付け加えて言わせていただくと、ご承知の方も当然いると思うが、計画は5年ごとの計画になっているが、それを者計画は6年、福祉計画は3年ごとという形で総合計画は6年スパンで進めて行きたいと考えている。
高橋会長	1年延ばすことの対応というのはいつごろ具体化するのか。
事務局 (堀池課長)	今年度中には部内で話し合っただけで決定していきたいと思う。
馬場委員	延びるとなると本来やらなくてはいけない事業も1年延びてしまうということも考えられると思うが、地域の施策だけは前倒しで1年間だけで決めてというわけにはいかないのか。
事務局 (堀池課長)	当然、計画を立ててもその途中で制度変更なり、いろいろな新規事業も行っているんで、その部分を付け加えて1年間の延伸にするのかとか、整理は必要だと思う。そこはご意見としては伺っておく。現状はそこまでしか言えない。
馬場委員	意見としてそういう意見である。延びるものがあるので、本当はまずいという話である。
事務局 (堀池課長)	そのとおりである。基本的にはその計画に沿った中で進めていくというのが大前提だと認識している。
高橋会長	その具体的なところは今年度中には出されると考えてよいのか。
事務局 (堀池課長)	はい。決まり次第、また報告させていただく。

(3) 講演会（シンポジウム）について

高橋会長	今日の本題なる議題を3個、12月6日の講演会、シンポジウムについて、最初に事務局から流れの説明をお願いします。
事務局	資料を見ながらご説明をさせていただく。順次、「障害者週間全体のポスター」、

<p>(清水主任)</p>	<p>「自立支援協議会シンポジウムの冊子」などと併せて、「市民ギャラリー」と矢野副会長からご提出いただいた「障害者週間シンポジウム」の資料をご覧いただきたいと思う。</p> <p>まず事務局として整理していることをお伝えさせていただく。開催日時については12月6日日曜日、午前10時から正午まで、場所は宮地楽器ホール内1階の小ホールである。当日は10時からお手伝いいただきたいために9時に現地集合とさせていただく。欠席や遅れて来られる場合は事務局の方に事前にご連絡いただきたい。</p> <p>レイアウト図をご用意している。レイアウト図3号をご覧いただきたい。正面を向いて舞台左側に司会者席、講演者席、指定討論者の方々の席をご用意している。反対の右側に演壇を設ける予定で、そこではマイクやパソコンを用意してPowerPointが使えるようにする。また、客席の左側には手話を必要とされる方々のお席、正面最前列には車いすを利用される方のお席にする予定である。自立支援協議会の委員の方々には左側中ほどの席にお座りいただくようにしたいと思う。</p> <p>次にタイムスケジュールについてである。9時から9時半までが会場設営となっている。事務局としては音響や受付の準備が中心になると思うので、各委員には椅子の配置などのご用意をお願いしたいと思う。そして、9時半に開場して、10時に開会のあいさつが始まる。これは実行委員と、当日、市長の都合がつかないために福祉保健部長が挨拶をさせていただくが、その後、10時10分からシンポジウムの開催となる予定である。</p> <p>受付においては9時半から資料やアンケートを配布する予定なので、アンケートについては別途、1枚ずりの「アンケートにご協力ください」をご用意している。片面はシンポジウムで、裏面がスペシャルイベント全体という形で用意しているので、シンポジウムの方でご意見をいただければと思う。</p> <p>また、講演いただける委員の皆さまにおかれては、当日、使用するPowerPointや資料などを事前にお預かりして、ご来場いただく方に紙ベースでの資料として準備したいと思っているので、後ほど個々にご相談させていただきたいと思う。また、当日の受付や部内誘導員、ドアの近くに付く職員については私ども自立生活支援課の職員が担当する。</p> <p>シンポジウム終了後は引き続き開催されるイベントにぜひご協力いただき、理解を深めていただければと思う。障害者週間のポスターにもあるように、地下の市民ギャラリーでは絵画や作品展示を行っている。1階でも事業所の物販を予定している。さらに小ホールで15時から視覚障害者協会の会長を講師に点字の体験も予定されているので、ぜひご参加いただきたいと思う。なお、当日の依頼文書を別途お配りする。シンポジウムのチラシと併せてお読みいただきたいと思う。あと、堀池よりご挨拶をさせていただく。</p>
<p>事務局 (堀池課長)</p>	<p>委員の皆さまにおかれましては、このシンポジウムにおいては日曜日の早朝よりご参加いただき、また、3名の委員には講演等をお願いすることになっている。このような取り組みは初めてのことであり、ここまで来られたのは本当に</p>

	皆さまの力だと思っているので、この場を借りて御礼を申し上げるとともに、当日の対応については何卒宜しく願います。以上である。
高橋会長	それでは、事務局から説明はあったが、矢野副会長からも願います。
矢野副会長	私の方でも当日のスケジュールについての資料を作成したが、10時に主催者が挨拶として、開催は10時10分としたい。進行表は司会が持つこととし、準備するものの確認としては、舞台上に今回のシンポジウムのタイトルがあり、シンポジストの机の前にシンポジスト名の表示の準備をしてほしい。シンポジストが話す中身の資料としてはデータを印刷して、当日配布資料として準備をしていただければと思う。前回のときのお話で指定討論の方はフロアから参加者と一緒に一体となって発言をするような形でいいと高橋会長からも言われていたので、レイアウトの配置のところでは指定討論の方はフロアにいてもいいのか、それとも肩書きを付けて前にも出てもらった方がいいのか。それは相談だと思う。講演者の人は演壇の方にテーブルを置いて3人並んでもらい、司会がこちら側で一緒にいない方が、向き合っている方がやりとりとしてはいいと考えるが、配置のことも何かあったら、一緒に見比べて気付いたことがあったら願います。
高橋会長	矢野副会長が言われた形がいいと思う。指定討論はフロアにいて、出てきて発言するのが良いと思う。5人並ぶと窮屈な感じがするので。3人の報告者とフロアに2名の指定討論の方がいて、司会の矢野副会長と森田委員は照明、左側の方にいる形でどうか。その辺は司会の二人の方と事務局とご相談していただきたい。
矢野副会長	進行表の台本はこの流れで良いと思う。発言の方は20分を割り振るとタイムスケジュールが厳しくなるので、20分を超えず15分ぐらいで終われば、討論の時間が取れると思う。そうすると12時ぎりぎり終了となる。
高橋会長	この後で3人の報告者が今日、報告の内容をこの場でお示するという形になっている。3人の方々から内容を簡単に紹介していただく。吉岡委員、私、馬場委員の順番で願います。
吉岡委員	テーマをまず出して、それから、自立支援協議会自体を知らない人が多いのではないかとということで、イラストを入れながら、「自立支援協議会とは何なんだろう」ということで説明をするような形にしている。知らない人が多いという前提で、こういう内容であると説明をしたい。例えば、こういう困ったこととか実情に合わせた内容などを示してみたい。色々な人が集まって、みんなで支え合う仕組みを作っていく場所を作ろうと思っている。
高橋会長	来場者には自立支援協議会とは何かということを知っていただくということで、話を進められると理解した。 私の担当は「差別解消法って何か」、「学校における合理的配慮」とか「基礎的環境の整備をどう進めるのか」が私の与えられた課題である。 「法令の概要」、「法の対象になる障害者とは何？何をしなければならないのか」、主には文部科学省や厚生労働省の「合理的な配慮とは何か」や「基礎的環境整備とは何か」について、20分の範囲で紹介していく。その概略として、「障

	<p>害者権利条約ってどういうものか」。それに伴う「国内法の整備ってどういうことなのか」、具体的には「学校教育における権利条約対応の取り組みというのはどういうことなのか」ということになる。また「差別解消法というのはどんな経緯でつくられたのか」、文部科学省や厚生労働省の取り組みについても紹介していく。そして我々は何をしなければならないのかについて具体的に紹介をしていく。</p> <p>それから「不当な差別的取り扱いの基本的な考え方は何かとか」、あるいは、「不当な差別取り扱いに当たる事例」をいくつか紹介していく。それに対して「求められるべき合理的配慮とは何か」について基本的な考え方を紹介していく。</p> <p>一方で、それに対して過重で負担となる基本的な考え方、過度な要求ではないか等については、両者の考え方を中心にしながら紹介をする予定である。また、「学校における合理的配慮としてどんなものがあるのか」とか、具体的に「教育内容の面、教育方法の方面、支援対策の面、学校施設設備の面では」等を紹介していきたい。</p> <p>最近は関連事業者が多くなり、「相談体制の整備の問題」、「関連事業者の研修や啓発とは」なども紹介できたらと思う。そして、「合理的配慮を行うための基礎的な環境整備とは何か」ということで、「合理的配慮と基礎的環境整備の関係性」について紹介していく。最後に「文部科学省の合理的配慮に当たる具体例」としていくつか紹介できればと思う。</p>
馬場委員	<p>生活支援部会の方で条例案を作っているもので、これについて求めるという形で20分。条例案の現物はもうできている。それを当日配るかどうかはまた検討していただく必要があると思うが、差別解消条例として表題は矢野副会長の全文の方から引用して、「障害者がともに生活する社会をつくる小金井市条例（仮称）」という形で仮題を置かせていただいている。</p> <p>この条例をつくる経緯だが、この差別解消法が制定されて、その中に「共生する社会の実現に資することを目的とする」という形で第1条に目的があり、色々な市で「共に生きる条例」とか「共生社会を実現する条例」などがつくられている。その法律の中に地方公共団体の責務として、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別解消の推進に向けて必要な施策を策定し、これを実施しなければいけないと。これは義務規定として国と地方側には責務があって、同じく国民にも責務があるが、これは障害を理由とする差別解消の推進に寄与することに努めなければならない。これは努力義務が置かれているということである。こういう法律があって、それに基づいて責務があるので、当然、条例をつくるということが考えられるということである。</p> <p>法律の中で地方公共団体に要請されている事項が三つあって、まず一つは「相談および紛争の防止のための体制整備」ということで、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じることと紛争の防止と解決のための体制を整備しなさいということが14条に書かれている。それから、差別がなくなるような啓発活動をしなさいということが15条に書かれている。</p>

それから、資料にもあるように、障害者差別解消支援地域協議会を設置することができるということで、規程の情報提供や意見表明ができる機関を置くことができるという大きく三つの要請されている事項がある。それに基づいて条例をつくる市もある。ただし、今現在、障害者の差別禁止に関する条例については14の都道府県レベルと市町村レベルがあるが、実際問題、差別解消法が施行される前から「障害者の差別は基本的人権を侵害する」ということで、独自にまず千葉県が初めて差別の定義を明文化した差別禁止条例をつくっている。その後、自治体でつくられているが、実際、2014年ぐらいから差別解消法を意識しながら、その中で条例ができています。それ以前のもは自分たちが本当に差別はいけないということで自主的につくっている条例が多いという形である。

市町村レベルではさいたま市がつくって、その後が八王子で一番新しいのは別府市である。別府市は本当に最近なので、一番差別解消法に近い形のガイドラインを引用しており、人口規模も12万人ということで大体小金井市と基本的には規模ということで参考にはなると思う。

条例の必要性であるが、法律があつて、それが守られるのであれば、条例は必要ないということにはなるが、条例自体は文を作るということではなくて、その下に政策を実現するということが大きな目的なので、条例の文の内容を検討するだけではなく、今も差別があるということを前提にそれを解消していく政策をつくるのが大切となる。それから、実際には何が差別かをきちんと定義しないと差別はなくならないので、小金井市でルールを共有化するために条例が必要ではないかと思う。

実際にどんな問題があるかということ、グループホームの建設問題が川崎市であり、今年のことである。具体的には入居反対、精神障害者大量入居反対ということである。差別解消法が議論されている間にもこういった形で地域住民の反対する事例がある。また文京区でも反対運動があり、結果的に頓挫している事例が多い。

そのほか、「肢体不自由児の普通学校の在籍問題」というのが以前からある。議会でも取り上げられているが、こちらの方は事例が出ていて、保護者が一日中行事に付き添わなければ入学を認めたいという事例とか、他の生徒に介助を求めないと確認書に捺印しなければ就学通知を出さないという自治体に、小金井市もその中に入っているが、これは「不均等待遇の禁止」という形で差別に当たると明確な判断が出ている。ただ、小金井市はいまだにこういった形で一日中保護者を付き添わせなければいけないという事例がある。そういった本当のところのルールを共有するのは必要ということで条例の制定を考える。

実際、別府市がどのように条例をつくったかということ、自立支援協議会に条例策定部会を設けて、当事者6人、保護者8人を含む24人が検討期間1年弱の検討をしまして、その後、タウンミーティングを14回行って、パブコメの実施と約2年近くの日数をかけて条例をつくった。こういった政策の過程というのも大事だろうと思う。

	<p>片や、小金井市の権利条約もあったが、これは平成14年から約3年の検討期間とその後にはタウンミーティングを2回やって、平成21年の3月の条例が制定された。これは「のびゆくこどもプランの策定」から実に8年経過してできたものである。障害者の差別解消については近々の問題なので、こんなには時間をかけられない。先進市の事例も踏まえながらスピードアップが大切だと思う。</p> <p>今回、自立支援協議会の方で考えている条例の案だが、さいたま市が差別の解消について、基本的には差別の定義をしっかりと書いている。先ほどグループホームの事例にあったとおり、グループホームの反対については「不動産の取引を正当なく障害を理由として拒否、または、制限され、または、これに不当な条件を課されることは差別」と言い切っているのだから、こういったことを書くことによって反対運動が起こらなくなる社会を目指したいと思う。学校教育の例については、「正当な理由もなく障害者に必要と認められる適切な指導および支援を受ける機会が与えられないことが差別になる」ということを条例に置き込んでルールを明確にしていく。この点については、先進市のさいたま市の事例を参考に条例制定後も差別事例については検討していく必要がある。</p> <p>それから、第2番目としては、「障害者の虐待防止」の条例化である。今現在、小金井市の「障害者虐待防止実施要綱」ということで要綱でしかなく、単に手続きでしかない。これを条例の第2条第2節に織り込むことによって、虐待は何かも含めて、虐待は禁止という明確な姿勢を打ち出すことが大事だと思う。</p> <p>それから、3番目。差別解消事例の防止、解決策の特徴として、市長に紛争解決のための助言、あっせん、勧告、勧告内容の公表の権限を与えているということである。これもさいたま市のつくり方に倣っているが、自治体によってはこういう権限がないところもあるので、差別をなくするためにはある程度一定の権限を市長にお願いをして、解決に努めていただきたいと考えている。</p> <p>ただ、一方的に市長に勧告を与えるのではなく、助言、判断の作成については現行組織である自立協議会が分与されて、その中で検討した結果を市長が敢行するという形の流れにつくってある。一応、大体そんなことを説明して、最後にみんなでつくりましょうという形で終わる予定である。以上である。</p>
高橋会長	このような中身で生活支援部会は紹介をしていきます。
矢野副会長	<p>条例案は市民に投げ掛ける第1投なので、それが返ってきて、色々なやりとりを考えていきたい。自立支援協議会だけで条例をつくっても市民のものにならないので、広くこれをベースに市民と協議する機会を設けていきたいと思う。そういう意味では委員の皆さんにご足労願ひ、色々なところで一緒に話を聞いてもらうことも含めて、お願いをしたい。恐らく来期の委員にはそういう仕事が入ってくると思っているところである。よろしくお願ひしたい。</p>
高橋会長	<p>特にご意見がなければ、生活支援部会で作っていただいた、馬場委員が報告された中身を自立支援協議会の基本方針とし、吉岡委員や私の話をまずは市民の方に聞いていただくという形でシンポジウムに臨みたいと思う。</p>

(4) 障害者差別解消法施行に伴う情報提供について

高橋会長	<p>続いては議題 4 である。障害者差別解消法施行に伴う情報提供について、事務局から情報提供があるので、よろしく願います。</p>
事務局 (吉本主査)	<p>大きく二つあるが、まず「日本国政府による制定文書」という形で、これは 8 月に若干見覚えがあるかと思うが、具体的に言うと、以前お出ししたところは 12 ページ目の復興庁しか多分なかったと思う。その 12 ページの復興庁以降、法務省とか金融庁とか、そのほかにもいくつか出たところがあるので、そちらを追加で入れさせていただいている。</p> <p>二つ目が「障害者差別解消地域協議会の設置の手引き概要案」と「障害者差別解消支援協議会の設置の手引き」である。こちらは 10 月 29 日に内閣府から出されたものである。未設置の自治体に対して、これを基に作るようにという、いわゆる促しにするためのひな形として出されたものである。</p> <p>特徴的なものとしては、「地域協議会は何をするものか」というのが主に書かれている。具体的に言うと、大きく 4 点示されていて、「複数の機関によって紛争の防止や解決を図る事案、以下省略」とか、「障害者差別に対する相談体制の整備、以下省略」、「構成機関における斡旋、調整」とか、「さまざまな取り組み、以下省略」。障害者差別の解消に関する取り組み、周知、発信、障害者特性を理解する研修、啓発というものになるので、こちらも踏まえて、今後、これらの資料を参考にしながら、生活支援部会の中で差別解消にかかわる法的なことについてご議論いただくことになると思うので、情報提供として伝えさせていただく。以上である。</p>
高橋会長	<p>今の趣旨は障害者差別解消支援地域協議会を設置するならば、自立支援協議会の中に設置という趣旨か。</p>
事務局 (吉本主査)	<p>そのとおりである。</p>
高橋会長	<p>新たに協議会を設置することになると大変になることも考えられ、自立支援協議会が障害者差別解消支援地域協議会を兼務するという趣旨で今、発言があった。何かご質問等があったら願います。ようやく対応試案がそろい、来年の 4 月に向けて本格的な議論が開始すると思う。何か他にご質問等があるか。</p>
馬場委員	<p>シンポジウムで指定討論の方がどういった発言をされるのか、概略を聞かせていただけるとありがたい。</p>
高橋会長	<p>浦川委員とボーバル委員の方から、概略で構わないので質問の内容をお聞かせいただければと思う。</p>
浦川委員	<p>学校教育の立場からお話をさせていただいて、差別解消法の案内などをいただき、職員間で閲覧もしているが、例えば、文科省の言うところの 25 人学級で色々な方を受け入れられるのではないかという案が出てきている。しかし、正直、今、27 人とか 28 人という体制であったとしても大変な状況である。ご存じのように、東京都の場合は沢山の教員が辞めている。その位現場は大変な状況があり、法律ができたから受け入れなさいというのは困難を要する。我々は公務員でもあり趣旨は分かるが、しかしながら即対応できない現状があり、その辺りを整理していただかないと困るという話をさせていただくことになると思</p>

	う。
高橋会長	そういう実態がある中でその実態とどうすり合わせていくのかというところが施策の在り方を決めていく際に重要なご指摘なのかなと思う。では、ボーバル委員。
ボーバル委員	今までの話だと、文科省のあたりのボリュームがすごく大きいと思う。当然、学校時代が終わってからは就労というところに向かっていくので、就労場面でのそういった課題のところを提示させていただいて、小金井市としてはどうしていくのかということ投げ掛けさせていただきたいと思う。
高橋会長	多分それは登壇者が答えることもあるが、自立支援協議会の委員の中でそれについてこういう発言をしていただくという形で、それは司会の方にお任せするという形でよろしいか。
ボーバル委員	はい
馬場委員	商工会という形になると大久保さんになってしまうが。
矢野副会長	もうちょっと具体的なこんなことが合理的な配慮であるということがもうちょっと出てくればまた違うと思うが、ただ、卒業後の働く場をどうしていくかというのは一緒に考えなければいけないことなので、どういう支援とどういう配慮があったら、受け止める側がどうやったらできるかも含めて、一緒に考えてほしいという内容にはしたいと思う。
ボーバル委員	特に 100 人以上の企業が雇用に関しては納付金の対象になったということがある。小金井市はそういった中小企業がほとんどという地域なので、そういう特性とか特徴のあたりで一緒に考えていったらどうかという、そんな話し合いができるといいと思う。
矢野副会長	その辺は大久保委員に地域の企業の実態もお話しいただくかもしれない。
高橋会長	教育委員会は出席されるのか。
浦川委員	周知はしてはある。

(5) 次期自立支援協議会の体制等について

高橋会長	それでは、次期の自立支援協議会の体制について、まず事務局の方から説明をお願いします
事務局 (染谷係長)	<p>それでは、体制についてお話をさせていただく。資料としてはこちらの委員構成の一覧をご覧いただきたいと思う。次期の体制について人数の増減や委員の選出団体について、委員の皆さまからいろいろなご意見をいただき、事務局で検討させていただき、それぞれ会長、副会長にもご相談させていただいた。その結果、次期の委員選出については今期と同じ人数体制で行っていきたいと思う。</p> <p>変更する部分があって、教育関係者として現在、公立小中学校から校長先生、今年度は浦川委員にご出席いただいているが、大変お忙しいこともあり、ご相談させていただき、次期は指導室から出席する旨のご回答をいただいたので、そのように一覧表に表記させていただいた。</p>

	<p>なお、前期、第3期から第4期に変わる際の協議会委員の選出に関するスケジュールを確認したところ、関係機関への推薦依頼を2月中旬にお出しし、3月上旬に推薦をいただいている。委員の公募に関しては、市報2月1日号に募集記事を掲載して、2月21日締め切りとし、庁内の選考委員会を経て3月初旬に決定とさせていただいている。今回についてもこのような流れで進めさせていただきたいと思う。以上である。</p>
森田史雄委員	<p>これである程度人数的にはこの部会でいくと。今は案だが、これでこれからいくのか。</p>
高橋会長	<p>ここは今日最初の協議になる。</p>
矢野副会長	<p>障害者差別の方の協議会設置をこれの中に入れ込むと。「障害者差別解消支援地域協議会設置」、これをここの協議会の中に入れるということもあるので、部会の数も三つになるか、四つになるか分からないが、部会がどういう規模になるかによって人数も変わってくるのか。</p>
事務局 (染谷係長)	<p>相対的な人数は現行のままという形にさせていただいて、部会の数についてはご協議いただきたいと思います。</p>
矢野副会長	<p>公募の方が1人しかいないので、植草委員も仕事の関係で毎月出てこれなくなつたということでご苦労があったと思う。公募するときに全体会だけではなくて、部会も出席をとということで最初からそういう心積もりをしてもらうような形で公募をしていただければと思う。本当は障害と全く無関係な人がここに入って、障害の問題と一緒に考える人がもう少し多いといいのかなと個人的には思っている。部会の中に自治会の代表の方などを臨時で呼んでいただくことも含めて、部会でいろいろな人を呼んで充実できればいいと思う。</p>
森田史雄委員	<p>確か以前、話の中に部会の人数イコール、全部この全体会議に出るかどうかが、部会の人数を増やして、その中で選別して代表の方が全体会議に出席する形にする話もあった。実際に障害者は今1名しかいない。これから障害者差別解消法の条例を決めていくにあたり、こういう施策は障害者のことは障害者が決めるということが基本である。ですから、当事者を増やしていく必要がある。身体障害者の委員は1名いらっしゃるが、他にも色々な身体障害があるし、精神障害者でも発達障害など精神の中にも色々ある。だから、障害者の枠というのは、人数に限りがあるのかどうか分からないが、増やしていく必要がある。</p>
高橋会長	<p>当事者の方の参加というのは以前から言われていたことである。どういうふうにしていくのか考えていく必要がある。その他、ご意見はあるか。</p>
グローバル委員	<p>部会として就労の方はどうか。</p>
高橋会長	<p>当然、出てくるご意見だと思う。私も事務局と話したが、必ずしも私の意見がこの内容とイコールでない部分もある。それはこの会議で何度も話をしたが、障害者団体が3分野。ただし、発達障害が抜けている。発達障害について発達障害支援法ができて、本来、4分野にすべきと思う。ここでは発達障害にかかわるものが全くない。今、小金井市は発達障害で言うと、学齢の問題はすごく大きな問題である。従来、特別ネットワーク協議会ではPTAとか保護者の代表がいらっしゃったが、この中にはそういう方はいらっしゃらない。なので、教育</p>

	環境の中に入れていただくとか、あるいは、障害者団体として、今、障害と言うと4分野が通常なので、4団体にさせていただきたいというのがある。人数の関係もあって、そこはまだ不確定となってしまうが。
森田史雄委員	推薦団体もこれに限られるのか。推薦団体というのは一つの事例なのか。
事務局 (清水主任)	推薦団体は限られていないので、推薦団体自体を変更することは可能である。
高橋会長	人数変更が難しいのは、主たる要綱に記載されているのか。
事務局 (清水主任)	はい。まず自立支援協議会の設置要綱というのがあって、こちらで人数の増減については規定しているものがある。あと、事務局としても、部会を三つに分けて、全体会を3カ月に1回実施するという体制自体が今回でまだ1期目で、まだ事務局も手探りで進行している部分もある。今暫くこの体制を続けながら、今後の変更点等を探していきたいというところである。できれば今期の体制をベースに考えていきたいということで事務局としてはご相談させていただいたということである。
高橋会長	選出部分の人数も明確に決められているのか。市民が1とか相談支援事業者4とか。
事務局 (染谷係長)	要綱の中では市民1名以内、指定相談事業者2名以内という枠として何人以内という表記になっている。
高橋会長	これは今のところ、現状既定人数いっぱい委員を選出しているということか。
事務局 (染谷係長)	はい。
矢野副会長	部会についてはまだ時間があるので、何部会にするか、どういう部会がいいかというのは来年度の引き継ぎ課題として2月ぐらいまで議論ができると思う。そこまで決めればいいであろう。大枠の人数が予算的なことも含めて要綱を変えないことにはできないが、手続的に間に合わないということか。
中村美奈子委員	部会の人数というのは増えてもいいのか。全体会に出られる方はこの人数ということであるのか。
高橋会長	それから、推薦団体もその中で言うと調整可能ということか。
事務局 (清水主任)	推薦団体については特に規定はないので、枠内で決めていくような形になる。
高橋会長	私としては、例えば、教育関係のところ小金井特別支援学校が入ってくるととてもありがたい。あくまでも都の立場で発言をされているので、可能ならば、ここを小金井市の親団体という形で少し変更していただくと保護者の意見がダイレクトに入ってくるのではないかと思う。 これまでも部会の方ではほとんど来ていただいて、発言していただけたので、それは十分可能だと思う。PTAという形で応援していただくとか。現状では予算の関係があって人数は増やすことは難しい。選出区分についても一応要綱があって決められている。では、何ができるかという、例えば、推薦団体枠を少し変えるとか、あるいは、部会については、確かに事務局としては3部会で変えたくないという意見もあったが、先ほどボーバル委員から就労支援部会を

	設けていただきたいということもあったので、部会については要検討ということか。そのほか、ご意見があったら出していただくとありがたい。
森田純司委員	今、事務局の方から体制、人数はこのままでというご意向を聞いているが、例えば、私は相談支援部会をさせていただいて、とてもいい議論ができていたと思う。また、相談支援部会の内容というのは、私は地域自立生活支援センター、基幹相談支援センターの機能を付与されているので、協議会とは別に相談支援従事者のネットワーク会議というのを地域で開いており、充実した議論ができています。今回、自立支援協議会で初めてシンポジウムを開き、地域に発信をすることになっているが、馬場委員のスライドを見ていると、大分県の委員構成は条例を考えていくには保護者とかの委員が必要なのだと感じた。地域にあるネットワークを協議会として活用したら、発信をした翌年度以降の協議会には特定課題でアプローチしていくような委員の選出というのも考えてもいいと思う。発信をした後の体制づくりという受け皿を検討する必要もあると思う。
高橋会長	森田委員から見て、現在の相談支援事業者等の選出構成は現状のままで良いと考えているのか。
森田純司委員	例えば、今回、にし地域包括支援センターとかと障害分野のネットワークというのが少しずつ始まっているところもあるので、優先課題があった場合は、地域のネットワークで対応することもできると思う。それとは別に優先課題があった場合に話し合う場として協議会はあってほしいという思いもあるので、柔軟な体制の検討をお願いしたい。
高橋会長	今、森田委員から障害者団体の立場からもっとこうしたらいいという意見が出たが、馬場委員はいかがか。障害者団体の枠というのはこのままでいいか。
馬場委員	基本的には来年の話なので要綱を変えるわけにはいかないのですが、このままでいいと思う。仮に別府市のように自立支援協議会に諮問が市長から出るという話になれば、別府市の場合は設置要綱をまた作って、その中で当事者を入れて24人というメンバー構成にして、条例のみのたたき台をつくるという議論をやっている。そういうことになれば、自立支援協議会の中にまた設置要綱ができて、人数が招集されるというような認識でいるので、それを踏まえて対応するのは早すぎる感じはある。
高橋会長	医療関係で言うと、府中保健所から中村委員は、次年度の対象はこれでいいか。
中村美奈子委員	委員の人数としてはこれでよいのではないかとということと、委員それぞれが部会の中で活躍しているのであれば現状の体制でよいと思う。私の立場としては生活支援部会の方に入っているが、日常の業務とは離れたところの話をしている中で入っているので、その中で役に立っているのかという思いはある。勉強になることはあるが、普段接するものと違うものに接するという個人的な刺激はあるが、しかし、委員として出ているので、役に立っているとは感じられない中参加している感はある。また、それとは別に今の協議会のやり方が1時間ぐらい部会をやって、その後、報告という形を取っているが、時には当事者を呼んでお話を聞いたりすると予定の1時間は過ぎてしまう。その後、更に議

	<p>論を深めたいが、それまでには至っていない感じがする。運営方法を変更すれば、議論の中身が更に充実すると思う。</p> <p>報告の時間が大事であるというのであれば別だが、議論する時間を工夫して増やせると良いのではないかと思う。現状では特定の委員に負担がいき、結局、まとまらないものは代表の委員が後日まとめている。この運営方法であると協議会全体でまとめて作り上げることはできないと思う。そういった点を検討したり、ご意見を頂ければと思う。</p>
高橋会長	<p>自立支援協議会発足時は現在の半分の委員数だった。当時は委員全員で協議をする形式であった。部会がなかったので一つ一つは必要なかったが、3部会になって、実質は5時から6時20分まで80分ほど部会で話をした後、集合のために若干時間はあるが、30分程度全体でやっている。その趣旨は、どこかに意思統一していかないと、普段から顔を合わせないと何か全体で取り組みをやったときにやりにくいこともあり、現在のやり方を踏襲している。もし不具合がなければ、もう1期この形式で進めることを考えてもいいと思う。修正が必要な時は、その都度ご意見をいただければと思う。では、民生・児童委員の緒方委員はいかがか。</p>
緒方澄子委員	<p>今、生活支援部会に入っている。地域のことにかかわっているが、自分としては色々と勉強しながら参加している状態である。</p>
高橋会長	<p>権利擁護の武井委員はいかがか。</p>
武井委員	<p>相談支援部会は、実際のかかわりという点で勉強になっている。普段より障害者と高齢者の両分野にかかわっているので、実のあるものになっている。委員の選出に関しては、権利擁護センターからの1名は適当な人数と考えている。</p>
高橋会長	<p>企業関係で大久保委員、いかがか。</p>
大久保委員	<p>必要とされているかどうかというのか、協議会の中で自分が受け持っている部分というのが分からない。長く委員をしているので今限りで退くが、次の委員にこういうことを協議している団体なので、こういう立場で言ったらどうかを説明できるだけの認識を持っていない。協議会が何をやろうとしているのか見えない。実施機関ではなくて、協議機関であって、それぞれの当事者だったり、それを支援している団体だったりそれぞれにやっていて、どう連携したらいいのかというところの課題がそれぞれから出てきて、その調整をしようというところなのか、実施母体として何かをやっていくのかが見えにくい。何も実施しないで、ただ協議をするのみなのか、連携してどこかにつながれるのかというのをここでお互いが話をしているのか、何をつくり上げるのかというのがこの何年間か籍を置かせてもらっていて、本当に申し訳ないが、理解できていない。</p> <p>個人的には勉強になっており、違う世界が見えて、自分なりに協力ができるといふ点についての認識は深まってきているし、配慮すべきことが何かについてのは理解できてきている。大変なことを仕事にしている人たちがいることも知ることができた。企業関係者として協議会の中で私たちがこういう部分を請け負っているといった話ができるだけ、商工会は受け皿にはなっていない。</p>

	<p>理事会等で発表するにしても整理しにくい内容だし、企業関係がここに入っていてお役に立っているのかなと感じている。それだけに次に誰を代表に出したらいいのかというので大変苦慮している。</p>
高橋会長	<p>市民枠が1名という中で、植草委員、何かご意見があったら願います。</p>
植草委員	<p>私は委員の1人の枠をいただきながら何もできなかったのが、非常に申し訳なく思っている。先ほど矢野副会長から話があったように、当初の公募で応募した時の委員の仕事の内容と私の認識にずれ違いがあった。現状として私は国家公務員として霞が関まで行っていたり、また、妻が6年前に亡くなり、障害者が1人いる家庭状況の中、委員として出席するには時間的に相当厳しい。</p> <p>市民公募ということで、私は家族に障害者がいることもあって応募した経緯があるが、なかなか一般の市民が専門的な協議会へ参加するのは難しいと思う。あえて市民枠を設けるのならば3、4名入れないと率直な意見は出しづらい。取りあえず市民を1名入れておくというのであれば意味はない。他の関係者から委員数を増やしてほしいという要望があるが、そちらに市民枠を回しても良いのではないかと思います。</p>
高橋会長	<p>特別支援ネットワーク協議会の時には市民の枠が多かった。それと自立支援協議会が統合したときに制度設計がそもそも自立支援協議会というのがよく分からない部分もあって、統合しづらいところがあった。結果として今期は色々な課題が明確になった。私個人としては絶対に市民枠はなくてはならない枠である。確にお1人では大変だと思う。やはり市民枠は複数で必要だと思う。</p> <p>恐らく大久保委員の企業関係も同じような立場ではないかと思う。大所高所一般の方の観点からここで行われている議論について意見を言っただけという部分が重要な役割である。細かなところは専門部会で議論を詰めていき、全体会で一般的な観点でどうなのかということを知るのが好ましい進め方ではないかと思いつつ、結果としてうまく進まなかったと感じている。</p>
事務局 (堀池課長)	<p>当初13人体制の自立支援協議会の時に委員それぞれのご意見を基に特別支援ネットワーク協議会と統合して今の形になった経緯がある。よりよい方向性を模索しながら、ご意見を聞かせていただき、また、他市の事例など、5ブロックに参加することによって、他市の自立支援協議会の上の状況も把握してきたが、協議会も過渡期に来ているという認識はしている。ただいま各位委員より、率直なご意見が聞けてありがたいと感じている。このご意見をどう反映できるかは分からないが、事務局としては調整をさせていただきたいと思う。</p> <p>スケジュールとすれば、次期体制については1月には決めないといけない。2月には推薦を依頼するところもあるからである。</p>
高橋会長	<p>今日は全体会議だが、かなり重要なことを決めるのは全体会議、そして専門部会は終了後に少し時間を取って丁寧に決めていく必要があるのではないかと思います。今、出されたご意見を基にして、事務局と私たちが打ち合わせしながら、良い方向に進んでいけるような形で組織体制を考えたいと思う。12月、1月にはご意見をいただければと思う。次期の体制についてはこれで終了とさせていただきます。</p>

3. 次回以降の開催日程について

高橋会長	最後になるが、次回以降の開催日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (清水主任)	日程については変更していない。次回の専門部会については12月25日の金曜日午後5時から福社会館5階の保健会場の方で行う。以上である。
高橋会長	ということで専門部会は12月25日、1月22日、3月25日、全体会は2月19日となっているので宜しくお願いする。これで第7回自立支援協議会全体会を終了する。

以上